株 主 各 位

第66期 定時株主総会資料

１．事業報告
「⑵ 新株予約権等の状況」 ………………………………… １頁
２．事業報告
「⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」 ……………………………………………… ２頁
３．連結計算書類
「連結注記表」 ……………………………………………… ６頁
４．計算書類
「個別注記表」 ……………………………………………… 26頁

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただきました株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。

株式会社　昭文社ホールディングス

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

2020年３月19日開催の当社取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改訂し、以下のとおり決議しております。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「昭文社グループ企業倫理綱領」に定める「行動規範」や「コンプライアンスガイドライン」等コンプライアンス体制に係る規定に基づき、取締役及び使用人が法令・定款を常に遵守し、倫理を尊重した行動を取るよう徹底する。

コンプライアンス担当役員を置くとともに、管理本部総務部を「コンプライアンス担当部署」として位置づけ、コンプライアンス上重要と思われる事項について検討するとともに、「昭文社グループ企業倫理綱領」を取締役及び使用人に周知徹底させる。また、コンプライアンス違反等について、通常の職制を通じた報告制度と別に直接情報提供を行える仕組みとして公益通報者保護規程を定めるとともに、「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、コンプライアンス経営の強化を図る。

内部監査部門は、コンプライアンスの状況についても監査を実施し、その結果を報告する体制を構築する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報（特に取締役の意思決定や取締役への報告事項等）について、情報セキュリティ管理規程、営業秘密管理規程、文書管理規程等に基づき文書または電磁的媒体（以下文書等という。）に記録し、適切に保存・管理する。

保存された文書等は、取締役が常時閲覧できるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危機の管理について、リスク管理担当役員を置くとともに、グループ各社のメンバーで構成する「内部統制委員会」を設置し、リスク管理に関するリスク管理規程の制定、マニュアルの策定等を行う。

また、組織横断的に各業務におけるリスクの識別と対応について明確にし、全社員への啓蒙教育を行うことで、リスクを未然に防止し、リスクが発生した場合にも迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限度に抑えられる体制を構築する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

　当社は、意思決定機関である取締役会において的確な判断が迅速に行えるよう、常勤の取締役が取締役会付議事項や重要事項について事前に積極的討議を行う。

　また、中期経営計画や年度事業計画を適宜策定することで、各部門における具体的目標とスケジュールを明確化し効率的な活動ができる体制を築くとともに、その進捗状況を常に監視し計画実現に向けて邁進できる体制とする。

　ＩＴの主管部署を設置し、業務の効率化、迅速化及び適正性を確保するために、ＩＴ環境の整備を行う。

　組織規程、職務権限規程、契約承認規定に基づき、各取締役の責任と執行手続きを明確にする。

５．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

　当社は、関係会社管理規程に基づき子会社管理担当部署を設け、取締役等の職務の執行状況について定期的に報告を受けるとともに、子会社に関する情報を常に詳細に入手し管理すべく、子会社社長との議論、意見交換の場を設ける。

　また、当社役員もしくは管理職使用人を子会社の取締役もしくは監査役として派遣し、グループの事業方針に合った意思決定がなされるよう指導、監視する。

　コンプライアンス体制やリスク管理体制においても、「内部統制委員会」を通じてグループ全体としての方針に沿った活動が行われるような体制を築き、各種規定及びマニュアルを作成するとともに、その運用状況についても監査を行う。

６．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

　監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて当社取締役及び当社使用人に監査等委員会の職務を補助させるものとする。

当社は、当該取締役及び使用人の任命、異動、人事考課について、監査等委員会の意見を聴取し尊重したうえで行うものとし、その指揮命令権は監査等委員会にあり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の指示に従い、当該職務に優先的に従事する。

7．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社グループの業務や業績に対して重要な影響を与える事項や職務執行に関する法令違反、定款違反及び不法行為の事実や、当社グループに著しい損害を与える事実を発見した場合には、遅滞なく当社監査等委員会に報告するものとする。また、当社監査等委員会は必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

当社は、当社の監査等委員会への報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。

8．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還等については、その適正性に留意しつつ、監査等委員の請求に従い処理をする。

9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、代表取締役との定期的な意見交換会の開催、会計監査人や内部監査室との連携、子会社の監査役との連絡会の開催等の体制を構築する。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

（１）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

（２）反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 当社の企業倫理綱領担当取締役を責任者とし、当社管理本部総務部を担当部署とする。
② 警察署や弁護士等との連携を図り、問題に対処してゆく。
③ 関係行政機関や関係団体等からの情報収集に努める。
④ 倫理綱領に基本的な考え方を定めるとともに、周知徹底を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては以下のとおりであります。

１．コンプライアンス

法令遵守を徹底するため、「昭文社グループ企業倫理綱領」及び基本方針等を常時閲覧できる環境を整え、周知を図っております。また、公益通報者保護制度を改定し、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に努めております。

２．当社及び子会社におけるリスクマネジメント

当社は、子会社に対し取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正の確保に努めております。また、当社の役職者及び子会社の役員が出席する「内部統制委員会」を開催し、リスク対応について検討・報告を行っております。

３．財務報告に係る内部統制

評価範囲を設定し、内部監査室による当社及び当社子会社の内部統制の整備状況と運用状況について監査を実施いたしました。

４．監査等委員会の職務執行

監査等委員会において定めた監査実施計画に基づき取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、当社及び子会社を往査し、役職者との面談を実施しました。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数………………………４社

連結子会社の名称……………………株式会社昭文社
株式会社マップル
株式会社昭文社クリエイティブ
株式会社マップル・オン

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社
及び関連会社の数……………………２社

非連結子会社及び関連会社の名称…株式会社マップル・スプリング
株式会社セルリアンブルー

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び会社等の名称等

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………………………原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………………………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品および製品………………………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、一部の連結子会社は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品…………………………………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、連結子会社は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

販売用不動産…………………………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………………………定率法
（リース資産を除く）
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
一部の連結子会社は取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～47年
機械装置及び運搬具	２～15年
工具、器具及び備品	２～20年

② 無形固定資産
（リース資産を除く）
データベース……………………………会社の定めた年数による定額法
なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

全事業に供するもの	20年
電子事業に主として供するもの	10年

ソフトウエア（自社利用）………社内における利用可能期間（主として５年）に基づく定額法
ソフトウエア（市場販売目的）
………社内における見込有効期間（３年）に基づく定額法
その他……………………………………定額法

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………………………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………………………従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① メディア事業

メディア事業においては、主に市販出版物の製作及び販売を行っており、製品の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、取次・書店に製品を出荷した時点で収益を認識しております。

市販出版物の販売契約において、収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、書籍及び雑誌等の区分に分類して過去の返品率に基づいて算出する最頻値法を用いております。

製品の販売における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね１年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② ソリューション事業

ソリューション事業においては、主に当社グループの知的財産に関するライセンスの供与、商品の販売等を行っております。

ライセンス供与については、履行義務の充足時点に応じてライセンス供与期間にわたり知的財産へアクセスする権利の場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点の知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を計上しております。

また、商品の販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、商品を出荷した時点で収益を認識しております。なお、当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

ライセンス供与、商品の販売における対価は、収益を認識した時点から概ね１年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

③　販売代理事業

販売代理事業においては、主に官公庁等がデータ制作等の業務委託を行う際に、当該業務委託の契約窓口となり、当該取引の手数料収入を得る事業を行っております。

役務提供については、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスを使用する権利である場合は、一時点で収益を計上しております。

また、データ制作については、納品時から当該データの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、データを納品した時点で収益を認識しております。他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

業務委託における対価は、収益を認識した時点から概ね１年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

④　不動産事業

不動産事業においては、当社グループが保有する土地建物等の有形固定資産について外部取引先に向けて譲渡または貸与する不動産事業等を行っております。

当該不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る資産及び負債の計上基準

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ グループ通算制度の適用

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

（会計上の見積りに関する注記）

１．返金負債

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

返金負債…………………………………………………………… 2,266,030千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の重要な子会社である株式会社昭文社では、市販出版物の販売契約において、収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、書籍及び雑誌等の区分に分類して過去の返品率に基づいて算出する最頻値法を用いております。

株式会社昭文社の返品高は書店等の経営状況及び経済環境全体に影響を受けるため、翌連結会計年度の返品の見通しには不確実性があり、追加引当又は取崩が必要となる可能性があります。

２．固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産等……………………………………………………… 3,679,429千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び連結子会社は、将来、企業収益が大幅に低下する場合、経済環境の著しい悪化等により、固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には減損処理が必要となる可能性があります。「減損損失に関する注記」に記載のとおり、回収可能価額の評価にあたっては、使用価値又は正味売却価額によって測定しております。

当社グループを取り巻く経済環境に及ぼされる影響などにより翌連結会計年度の業績の見通しには不確実性があり、新たに減損損失が発生する可能性があります。

（会計方針の変更に関する注記）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計期間の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額…………………………………… 3,292,835千円

（連結損益計算書に関する注記）

顧客との契約から生じる収益

売上高及び賃貸収入のうち顧客との契約から生じる収益の金額は、「（収益認識に関する注記）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 …………………………………………………………… 18,178,173株

２．配当に関する事項

配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月27日定時株主総会	普通株式	90,885	5	2024年３月31日	2024年６月28日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年６月27日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額 ……………………………………………………… 90,885千円
・１株当たり配当額 ………………………………………………… ５円
・基準日 …………………………………………………………… 2025年３月31日
・効力発生日 ……………………………………………………… 2025年６月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金並びに受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券			
満期保有目的の債券	282,507	261,885	△20,621
その他有価証券	2,269,089	2,269,089	－
資産計	2,551,596	2,530,975	△20,621

（注）市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	333,409

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,903,632	―	―	1,903,632
投資信託	―	345,456	―	345,456
新株予約権	―	―	20,000	20,000

（２）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	―	261,885	―	261,885

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

投資信託は市場における取引価格が存在しないことから、基準価額を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

社債は元利金の合計額を当該債券の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定していることから、レベル２の時価に分類しております。

新株予約権は、投資時期と連結会計年度末が近い場合、時価と帳簿価額が近似すると考え、帳簿価額をレベル３の時価に分類しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
1,923,406	2,972,097

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2．当期末の時価は、直近の不動産鑑定士による鑑定評価額であります。

（退職給付に関する注記）

1．採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

当社は、2010年４月に適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行しております。

また、複数事業主制度の企業年金として確定給付企業年金基金（出版企業年金基金）に加盟しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であるため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、出版厚生年金基金は2016年10月１日付で厚生労働大臣から確定給付企業年金設立の許可を受けたことに伴い、後継制度として設立した出版企業年金基金に移行しております。

一部の連結子会社は、退職一時金制度によっております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

①退職給付債務の期首残高	1,418,586
②勤務費用	76,834
③利息費用	2,837
④数理計算上の差異の発生額	5,067
⑤退職給付の支払額	△62,875
⑥退職給付債務の期末残高（①＋②＋③＋④＋⑤）	1,440,449

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

①年金資産の期首残高	2,862,687
②期待運用収益	71,567
③数理計算上の差異の発生額	△68,259
④事業主からの拠出額	56,926
⑤退職給付の支払額	△62,875
⑥年金資産の期末残高（①＋②＋③＋④＋⑤）	2,860,046

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

①退職給付に係る負債の期首残高	103,121
②退職給付費用	7,733
③退職給付の支払額	△6,435
④退職給付に係る負債の期末残高（①＋②＋③）	104,419

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

（単位：千円）

①積立型制度の退職給付債務	1,440,449
②年金資産	△2,860,046
③（①＋②）	△1,419,597
④非積立型制度の退職給付債務	104,419
⑤連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額（③＋④）	△1,315,178
⑥退職給付に係る負債	104,419
⑦退職給付に係る資産	△1,419,597
⑧連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額（⑥＋⑦）	△1,315,178

（注）一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

①勤務費用	84,567
②利息費用	2,837
③期待運用収益	△71,567
④数理計算上の差異の費用処理額	11,847
⑤確定給付制度に係る退職給付費用（①＋②＋③＋④）	27,685

（注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「①勤務費用」に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：千円）

①数理計算上の差異	61,478
②合計（①）	61,478

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：千円）

①未認識数理計算上の差異	93,585
②合計（①）	93,585

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

①国内債券	19%
②国内株式	4
③外国債券	6
④外国株式	3
⑤一般勘定	67
⑥その他	1
⑦合計（①+②+③+④+⑤+⑥）	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.2%
②長期期待運用収益率	2.5%

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、10,873千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（2024年３月31日現在）

年金資産の額	45,434,019千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	41,807,369
差引額	3,626,650千円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合（2024年３月31日現在）

1.11％

(3) 補足説明

上記(1) の差引額の主な要因は、年金財政計算上の剰余金1,095,721千円であります。

なお、上記(2) の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額……………………………………………………… 716円34銭

１株当たり当期純利益…………………………………………………… 29円78銭

（収益認識に関する注記）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	メディア事業	ソリューション事業	販売代理事業	不動産事業	合計
市販出版物	3,390,810	－	－	－	3,390,810
特別注文品	321,336	－	－	－	321,336
広告収入	280,709	－	－	－	280,709
電子売上	427,599	1,620,644	－	－	2,048,243
その他	11,688	3,216	111,164	－	126,069
顧客との契約から生じる収益	4,432,144	1,623,860	111,164	－	6,167,169
その他の収益	－	－	－	89,784	89,784
合計	4,432,144	1,623,860	111,164	89,784	6,256,953

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）４．会計方針に関する事項　(6)　重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金及び受取手形	2,303,354
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金及び受取手形	1,956,100
契約負債（期首残高） 前受金	17,023
契約負債（期末残高） 前受金	23,900

契約負債は、主にソリューション事業において顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、16,930千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

（減損損失に関する注記）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
事業用資産	ソフトウエア	東京都千代田区　東京都中央区

減損損失を認識するに至った経緯

歴史的な円安が追い風となってインバウンド市場が急拡大し、主要観光地におけるオーバーツーリズムや宿泊費をはじめとする物価高騰が顕在化し、生活環境への影響に加えて、日本人の国内旅行を委縮させかねない懸念が広がっております。

今後においても上記のような不安定な事業環境下にあることを踏まえ、当社グループが保有する固定資産につきまして、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として計上いたしました。

減損損失の金額

種類	金額
無形固定資産 　ソフトウエア	53,154千円
合計	53,154千円

資産グルーピングの方法

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを実施しており、遊休資産については個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額によって測定しております。

使用価値は将来キャッシュ・フローに基づく評価額が零であるため、回収可能価額は零と算定しております。

また、正味売却価額は市場価額を基礎として合理的な見積りにより評価しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（注）以上の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	原価法
子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

３．デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～47年
構築物	７～45年
機械及び装置	９～15年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	２～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
その他	定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………………………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………………………従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金………………………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表の投資その他の資産に計上しております。

６．収益及び費用の計上基準

当社は子会社からの受託業務及びブランドの管理を行っており、当社の子会社を顧客としております。受託業務にかかる契約については、当社の子会社に対し管理部門の業務及び製品管理業務を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

ブランドの管理にかかる契約については、当社の子会社に対しブランドの使用許諾を行うことで、当社が構築したブランドイメージ及び取引上の信用を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、ブランドを使用した当社の子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、当社子会社の収益に、一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。

７．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（会計上の見積りに関する注記）

１．関係会社投融資

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,142,454千円
長期貸付金	1,600,000千円
貸倒引当金	△759,083千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については発行会社の財政状態が著しく悪化したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当な減額を行っております。また、関係会社に対する貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、財政状態が著しく悪化した関係会社に対して個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当社の重要な子会社である株式会社昭文社、株式会社マップル等の連結子会社は、インフレーションに見舞われる中、内外の金融政策の違いによる円安状態と相まって物価高が進行しており、こうした状況が取引先の経営状況及び経済環境全体に及ぼされる影響などにより景気等の見通しには不確実性があり、翌事業年度の子会社の財政状態により関係会社株式については追加の減額、貸倒引当金については追加引当又は取崩が必要となる可能性があります。

（会計方針の変更に関する注記）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額…………………………… 3,259,723千円

２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 …………………………………………………… 35,114千円

長期金銭債権………………………………………………… 1,600,000千円

短期金銭債務…………………………………………………… 152,313千円

３．取締役に対する金銭債務

長期金銭債務…………………………………………………… 174,300千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高………………………………………………………… 1,160,974千円

営業取引以外の取引による取引高 ……………………………… 75,697千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式…………………………………………………………………… 1,102株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
未払事業税否認	3,840
未払事業所税否認	507
賞与引当金損金算入額否認	10,955
役員退職慰労引当金損金算入額否認	54,939
貸倒引当金損金算入限度超過額	242,488
会員権評価損否認	41,477
投資有価証券及び関係会社株式	2,203,227
土地評価に係る繰延税金資産	65,589
減損損失	114,245
繰越欠損金	2,719,226
その他	99,891
繰延税金資産　小計	5,556,389
評価性引当額	△5,556,389
繰延税金資産　合計	—
繰延税金負債	
前払年金費用	△143,702
その他有価証券評価差額金	△331,051
繰延税金負債　合計	△474,753
繰延税金負債の純額	△474,753

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注３，４）	科目	期末残高（注４）
子会社	株式会社昭文社	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任 業務委託料等	—	—	長期貸付金（注５）	1,400,000
				業務委託料等（注１）	882,196	その他	24,105
				利息の受取（注２）	22,166	—	—
子会社	株式会社マップル	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任 業務委託料等	資金の貸付（注６）	200,000	長期貸付金	200,000
				業務委託料等（注１）	266,195	その他	1,101
				利息の受取（注２）	950		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）株式会社昭文社及び株式会社マップルに対する業務委託料等については、当社管理部門の人件費及び作業割合並びに子会社の従業員数及び取引高を勘案し、業務委託料の取引条件を決定しております。

（注２）株式会社昭文社、株式会社マップルに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（注３）株式会社昭文社及び株式会社マップルの業務委託料等は消費税等を含んでおりません。

（注４）取引金額及び期末残高のうち、その他は消費税等を含んでおります。それ以外の金額においては消費税等は含まれておりません。

（注５）株式会社昭文社への貸付金に対し663,984千円の貸倒引当金を計上しております。

（注６）株式会社マップルへの貸付金に対し95,099千円の貸倒引当金を計上しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額…………………………………………………… 707円44銭
１株当たり当期純利益 ………………………………………………… 27円34銭

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）６．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（注）以上の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。